

墨田区国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(被保険者とし不在者)</p> <p>第4条 児童福祉法(昭和22年法律第164号)の規定により、児童福祉施設に入所している児童又は小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託されている児童であって、民法(明治29年法律第89号)の規定による扶養義務者のいないもの(児童福祉法第24条の3第6項に規定する入所給付決定保護者のある者を除く。)は、被保険者とし不在。</p>	<p>〔同左〕</p> <p>第4条 児童福祉法(昭和22年法律第164号)の規定により、児童福祉施設に入所している児童又は小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託されている児童であって、民法(明治29年法律第89号)の規定による扶養義務者のいないもの(児童福祉法第24条の3第6項に規定する施設給付決定保護者のある者を除く。)は、被保険者とし不在。</p>
<p>(出産育児一時金)</p> <p>第10条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として42万円を支給する。</p>	<p>〔同左〕</p> <p>第10条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として38万円を支給する。</p>
<p>2 〔略〕</p> <p><u>(一般被保険者に係る基礎賦課額の所得割額の算定)</u></p>	<p>2 〔略〕</p> <p><u>(一般被保険者に係る基礎賦課額の所得割額の算定)</u></p>
<p>第15条 <u>前条の所得割額は、一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額(同法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額)、地方税法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額(租税特別措置法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法</u></p>	<p>第15条 <u>前条の所得割額は、一般被保険者に係る当該年度分の住民税額(都民税額及び特別区民税額の合算額(地方税法第50条の2及び第328条の規定によって課する所得割の額並びに同法第24条第1項の規定によって課する利子割額、配当割額及び株式等譲渡所得割額を除く。))をいう。以下同じ。))に第15条の4の所得割の保険料率を乗じて算定する。</u></p> <p>2 <u>一般被保険者につき、前項の住民税額がない場合は、当該一般被保険者に係る他の特別区における当該年度分の住民税額を前項の住民税額とみなす。</u></p> <p>3 <u>一般被保険者につき、前2項の住民税額がない場合は、当該一般被保険者に係る市町村における当該年度分の都道府県民税額及び市町村民税額を、東京都都税条例(昭和25年東京都条例第56号)及び墨田区特別区税条例(昭和39年墨田区条例第43号)に定める算定方法によって算定し直した額の合算額(地方税法第50条の2及び第328条の規定によって課する所得割の額並びに同法第24条第1項の規定によって課する利子割額、配当割額及び株式等譲</u></p>

第32条第1項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地方税法附則第35条の2第6項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の2の6第11項若しくは第15項又は第35条の3第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。）の合計額から地方税法第314条の2第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に第15条の4第1号の所得割の保険料率を乗じて算定する。

2. 前項の場合における地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額若しくは山林所得金額又は他の所得と区分して計算される所得の金額を算定する場合には、同法第313条第9項中雑損失に係る部分の規定を適用しないものとする。

（一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率）
第15条の4 一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

所得割 100分の6.13（一般被保険者に係る基礎賦課総額の100分の5.6に相当する額を一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額（政令第29条の7第2項第4号ただし書に規定する場合にあっては、国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号。以下「省令」という。）第32条の9に規定する方法により補正された後の金額）の総額で除して得た数）の総額で除し

渡所得割額を除く。）をもって第1項の住民税額とみなす。

〔同左〕

第15条の4 〔同左〕

所得割 100分の8.0（一般被保険者に係る基礎賦課総額の100分の5.5に相当する額を一般被保険者に係る当該年度の住民税額の見込額（政令第29条の7第2項第6号ただし書に規定する場合にあっては、国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号。以下「省令」という。）第32条の9に規定する方法により補正された後の金額）の総額で除して得た数）

て得た数)

被保険者均等割 被保険者1人につき3万1,200円(一般被保険者に係る基礎賦課総額の100分の44に相当する額を当該年度の初日における一般被保険者の見込数で除して得た額)

(退職被保険者等に係る基礎賦課額の所得割額の算定)

第15条の6 前条の所得割額は、退職被保険者等に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に第15条の4第1号の所得割の保険料率を乗じて算定する。

(退職被保険者等に係る基礎賦課額の被保険者均等割額の算定)

第15条の7 第15条の5の被保険者均等割額は、第15条の4第2号の規定により算定した額と同額とする。

(基礎賦課限度額)

第15条の8 第14条の4又は第15条の5の基礎賦課額(一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第14条の4の基礎賦課額と第15条の5の基礎賦課額との合算額をいう。第19条及び第19条の2において同じ。)は、51万円を超えることができない。

(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の所得割額の算定)

第15条の11 前条の所得割額は、一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に次条第1号の所得割の保険料率を乗じて算定する。

(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率)

第15条の12 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

被保険者均等割 被保険者1人につき3万1,200円(一般被保険者に係る基礎賦課総額の100分の45に相当する額を当該年度の初日における一般被保険者の見込数で除して得た額)

2 前項に規定する保険料率を算定する場合において、小数点以下第2位未満の端数があるときはその端数を切り上げ、100円未満の端数の金額があるときはその端数を切り捨てるものとする。

[同左]

第15条の6 前条の所得割額は、退職被保険者等に係る当該年度分の住民税額に第15条の4の所得割の保険料率を乗じて算定する。

[同左]

第15条の7 第15条の5の被保険者均等割額は、第15条の4の規定により算定した額と同額とする。

[同左]

第15条の8 第14条の4又は第15条の5の基礎賦課額(一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第14条の4の基礎賦課額と第15条の5の基礎賦課額との合算額をいう。第19条及び第19条の2において同じ。)は、50万円を超えることができない。

[同左]

第15条の11 前条の所得割額は、一般被保険者に係る当該年度分の住民税額に第15条の12の所得割の保険料率を乗じて算定する。

[同左]

第15条の12 [同左]

所得割 100分の1.96（一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額の100分の57に相当する額を一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額（政令第29条の7第3項第4号ただし書に規定する場合にあっては、省令第32条の9の2に規定する方法により補正された後の金額）の総額で除して得た数）

被保険者均等割 被保険者1人につき8,700円（一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額の100分の43に相当する額を当該年度の初日における一般被保険者の見込数で除して得た額）

（退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額の所得割額の算定）

第15条の14 前条の所得割額は、退職被保険者等に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に第15条の12第1号の所得割の保険料率を乗じて算定する。

（退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額の被保険者均等割額の算定）

第15条の15 第15条の13の被保険者均等割額は、第15条の12第2号の規定により算定した額と同額とする。

（後期高齢者支援金等賦課限度額）

第15条の16 第15条の10又は第15条の13の後期高齢者支援金等賦課額（一般被保険者及び退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第15条の10の後期高齢者支援金等賦課額と第15条の13の後期高齢者支援金等賦課額との合算額をいう。第19条及び第19条の2において同じ。）は、14万円を超えることができない。

（介護納付金賦課額の所得割額の算定）

所得割 100分の23（一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額の100分の55に相当する額を一般被保険者に係る当該年度の住民税額の見込額（政令第29条の7第3項第5号ただし書に規定する場合にあっては、省令第32条の9の2に規定する方法により補正された後の金額）の総額で除して得た数）

被保険者均等割 被保険者1人につき8,700円（一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額の100分の45に相当する額を当該年度の初日における一般被保険者の見込数で除して得た額）

2. 前項に規定する保険料率を算定する場合において、小数点以下第2位未満の端数があるときはその端数を切り上げ、100円未満の端数の金額があるときはその端数を切り捨てるものとする。

〔同左〕

第15条の14 前条の所得割額は、退職被保険者等に係る当該年度分の住民税額に第15条の12の所得割の保険料率を乗じて算定する。

〔同左〕

第15条の15 第15条の13の被保険者均等割額は、第15条の12の規定により算定した額と同額とする。

〔同左〕

第15条の16 第15条の10又は第15条の13の後期高齢者支援金等賦課額（一般被保険者及び退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第15条の10の後期高齢者支援金等賦課額と第15条の13の後期高齢者支援金等賦課額との合算額をいう。第19条及び第19条の2において同じ。）は、13万円を超えることができない。

〔同左〕

第16条の3 前条の所得割額は、介護納付金賦課被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に次条第1号の所得割の保険料率を乗じて算定する。

(介護納付金賦課額の保険料率)

第16条の4 介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

所得割 100分の1.53 (介護納付金賦課総額の100分の50に相当する額を介護納付金賦課被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額 (政令第29条の7第4項第4号ただし書に規定する場合にあっては、省令第32条の10に規定する方法により補正された後の金額)の総額で除して得た数)

被保険者均等割 被保険者1人につき1万3,200円 (介護納付金賦課総額の100分の50に相当する額を当該年度の初日における介護納付金賦課被保険者の見込数で除して得た額)

(介護納付金賦課限度額)

第16条の5 第16条の2の賦課額は、12万円を超えることができない。

(賦課期日後において納付義務の発生、消滅又は被保険者数の異動等があった場合)

第19条 [略]

2 [略]

第16条の3 前条の所得割額は、介護納付金賦課被保険者に係る当該年度分の住民税額に第16条の4の所得割の保険料率を乗じて算定する。

[同左]

第16条の4 [同左]

所得割 100分の20 (介護納付金賦課総額の100分の50に相当する額を介護納付金賦課被保険者に係る当該年度の住民税額の見込額 (政令第29条の7第4項第5号ただし書に規定する場合にあっては、省令第32条の10に規定する方法により補正された後の金額)の総額で除して得た数)

被保険者均等割 被保険者1人につき1万2,000円 (介護納付金賦課総額の100分の50に相当する額を当該年度の初日における介護納付金賦課被保険者の見込数で除して得た額)

2 前項に規定する保険料率を算定する場合において、小数点以下第2位未満の端数があるときはその端数を切り上げ、100円未満の端数の金額があるときはその端数を切り捨てるものとする。

[同左]

第16条の5 第16条の2の賦課額は、10万円を超えることができない。

(準用規定)

第16条の6 第15条第2項及び第3項の規定は、退職被保険者等に係る保険料の基礎賦課額及び後期高齢者支援金等賦課額の算定並びに介護納付金賦課被保険者に係る保険料の介護納付金賦課額の算定について準用する。

[同左]

第19条 [略]

2 [略]

3 第15条第2項及び第3項の規定は、第1項の規定による保険料の賦課について準用する。

(保険料の減額)

第 19 条の 2 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の額は、第 14 条の 4 又は第 15 条の 5 の基礎賦課額から、それぞれ、当該各号のイに定める額を減額して得た額 (当該減額して得た額が 5 1 万円 を超える場合には、5 1 万円) 及び第 15 条の 10 又は第 15 条の 13 の後期高齢者支援金等賦課額から、それぞれ当該各号のロに定める額を減額して得た額 (当該減額して得た額が 1 4 万円 を超える場合には、1 4 万円) 並びに第 16 条の 2 の介護納付金賦課額から、それぞれ当該各号のハに定める額を減額して得た額 (当該減額して得た額が 1 2 万円 を超える場合には、1 2 万円) の合算額とする。

世帯主、当該年度の保険料の賦課期日 (賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。) 現在においてその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者 (法第 6 条第 8 号に該当したことにより被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日の属する月以後 5 年を経過する月までの間に限り、同日以後継続して同一の世帯に属する者をいう。以下同じ。) につき算定した 地方税法第 3 1 4 条の 2 第 1 項に規定する総所得金額 (同法第 3 1 7 条の 2 第 1 項第 2 号に規定する青色専従者給与額又は同法第 3 1 3 条第 5 項に規定する事業専従者控除額については、同条第 3 項、第 4 項又は第 5 項の規定を適用せず、また、所得税法 (昭和 4 0 年法律第 3 3 号) 第 5 7 条第 1 項、第 3 項又は第 4 項の規定の例によらないものとし、地方税法第 3 1 4 条の 2 第 1 項に規定する山林所得金額及び他の所得と区分して計算される所得の金額 (同法附則第 3 3 条の 2 第 5 項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額、同法附則第 3 3 条の 3 第 5 項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第 3 4 条第 4 項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第 3 5 条第 5 項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則

[同左]

第 19 条の 2 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の額は、第 14 条の 4 又は第 15 条の 5 の基礎賦課額から、それぞれ、当該各号のイに定める額を減額して得た額 (当該減額して得た額が 5 0 万円 を超える場合には、5 0 万円) 及び第 15 条の 10 又は第 15 条の 13 の後期高齢者支援金等賦課額から、それぞれ当該各号のロに定める額を減額して得た額 (当該減額して得た額が 1 3 万円 を超える場合には、1 3 万円) 並びに第 16 条の 2 の介護納付金賦課額から、それぞれ当該各号のハに定める額を減額して得た額 (当該減額して得た額が 1 0 万円 を超える場合には、1 0 万円) の合算額とする。

世帯主、当該年度の保険料の賦課期日 (賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。) 現在においてその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者 (法第 6 条第 8 号に該当したことにより被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日の属する月以後 5 年を経過する月までの間に限り、同日以後継続して同一の世帯に属する者をいう。以下同じ。) につき 地方税法第 7 0 3 条の 5 の規定の例により算定した総所得金額及び山林所得金額の合算額が、同法第 3 1 4 条の 2 第 2 項に規定する金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者

第35条の2第6項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の2の6第11項若しくは第15項又は第35条の3第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。）の算定についても同様とする。以下この条において同じ。）及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に規定する金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者

イ 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人につき 2万1,840円

ロ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人につき 6,090円

ハ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人につき 9,240円

前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に規定する金額に、24万5,000円に当該年度の保険料の賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。）現在においてその世帯に属する被保険者（当該世帯主を除く。）の数と特定同一世帯所属者（当該世帯主を除く。）の数との合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前号に該当する者以外のもの

イ 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人につき 1万5,600円

ロ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人につき 4,35

イ 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人につき 2万1,840円

ロ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人につき 6,090円

ハ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人につき 8,400円

前号に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に規定する金額に、24万5,000円に当該年度の保険料の賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。）現在においてその世帯に属する被保険者（当該世帯主を除く。）の数と特定同一世帯所属者（当該世帯主を除く。）の数との合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前号に該当する者以外のもの

イ 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人につき 1万5,600円

ロ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人につき 4,3

0円

八 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人につき6,600円

第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に規定する金額に、35万円に当該年度の保険料の賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。）現在においてその世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数との合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって、前2号に該当する者以外のもの

イ 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人につき6,240円

ロ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人につき1,740円

八 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人につき2,640円

（特例対象被保険者等の特例）

第19条の3 世帯主又は当該世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等である場合における第15条第1項及び前条の規定の適用については、第15条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額（特例対象被保険者等の総所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、同条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。第2項において同じ。）」と、「所得の金額（同法」とあるのは「所得の金額（地方税法」と、前条第1号中「総所得金額（同法」とあるのは「総所得金額（特例対象被保険者等の総所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、同条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとし、地方税法」

50円

八 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人につき6,000円

第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に規定する金額に、35万円に当該年度の保険料の賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。）現在においてその世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数との合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって、前2号に該当する者以外のもの

イ 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人につき6,240円

ロ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人につき1,740円

八 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人につき2,400円

〔同左〕

第19条の3 世帯主又は当該世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等である場合における第15条第1項及び前条の規定の適用については、第15条第1項中「都民税額及び特別区民税額」とあるのは「都民税額及び特別区民税額（特例対象被保険者等の都民税及び特別区民税の課税標準である総所得金額に所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得を同条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額として計算した場合における都民税及び特別区民税の額に相当する額）」と、前条第1号中「総所得金額」とあるのは「総所得金額（特例対象被保険者等の総所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、同条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額」

とする。

付 則

(公的年金等所得に係る保険料の減額賦課の特例)

第3条 当分の間、世帯主又はその世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額(年齢65歳以上である者に係るものに限る。)の控除を受けた場合における第19条の2の規定の適用については、同条第1号中「総所得金額(同法)とあるのは「総所得金額(所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した額から15万円を控除した額によるものとし、地方税法)とする。

によるものとする。) 」と、「同法」とあるのは「地方税法」とする。

付 則

〔同左〕

第3条 当分の間、世帯主又はその世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得(以下「公的年金等所得」という。)について同条第4項に規定する公的年金等控除額(年齢65歳以上である者に係るものに限る。)の控除を受けた場合における第19条の2の規定の適用については、同条第1号中「地方税法第703条の5の規定の例により算定した総所得金額」とあるのは「地方税法第703条の5の規定の例により算定した総所得金額(所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した額から15万円を控除した額)」と、「同法」とあるのは「地方税法」とする。

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る保険料減額の特例)

第4条 世帯主又はその世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が地方税法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合における第19条の2の規定の適用については、同条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに地方税法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。

(長期譲渡所得等に係る保険料減額の特例)

第5条 世帯主又はその世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が地方税法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第19条の2の規定の適用については、同条中「及び山林所得金額」とあるのは、「及び山林所得金額並びに地方税法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

2. 前項の規定は、世帯主又はその世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が地方税

法附則第35条第5項の譲渡所得を有する場合について準用する。この場合において、前項中「地方税法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とあるのは「地方税法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額」と読み替えるものとする。

(株式等に係る譲渡所得等に係る保険料減額の特例)

第6条 世帯主又はその世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が地方税法附則第35条の2第6項の株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第19条の2の規定の適用については、同条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに地方税法附則第35条の2第6項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の3第11項の適用がある場合には、その適用後の金額)」とする。

2 地方税法附則第35条の2の6第15項の規定の適用がある場合における前項の規定の適用については、同項中「株式等に係る譲渡所得等の金額」とあるのは、「株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の2の6第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)」とする。

(上場株式等に係る配当所得に係る保険料減額の特例)

第6条の2 世帯主又はその世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が地方税法附則第33条の2第5項の配当所得を有する場合における第19条の2の規定の適用については、同条中「及び山林所得金額」とあるのは、「及び山林所得金額並びに地方税法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額」とする。

(上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除に係る保険料減額の特例)

第6条の3 世帯主又はその世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が地方税法附則第35条の2の6第11項又は第15項の適用を受ける場合における前条の規定の適用につい

ては、同条中「上場株式等に係る配当所得の金額」とあるのは、「上場株式等に係る配当所得の金額（同法附則第35条の2の6第11項又は第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）」とする。

（先物取引に係る雑所得等に係る保険料減額の特例）

第7条 世帯主又はその世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が地方税法附則第35条の4第4項の先物取引に係る事業所得又は雑所得を有する場合における第19条の2の規定の適用については、同条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに地方税法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。

2 地方税法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合における前項の規定の適用については、同項中「先物取引に係る雑所得等の金額」とあるのは、「先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）」とする。

（条約適用利子等に係る利子所得等に係る保険料減額の特例）

第8条 世帯主又はその世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項の条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第19条の2の規定の適用については、同条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、同条第1号中「同法」とあるのは「地方税法」とする。

（条約適用配当等に係る配当所得等に係る保険料減額の特例）

第9条 世帯主又はその世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特

(平成22年度から平成25年度までの各年度における一般被保険者に係る基礎賦課総額の特例)

第4条 平成22年度から平成25年度までの各年度における第14条の3の規定の適用については、同条第1号中「保健事業に要する費用の額」とあるのは「保健事業に要する費用の額、法附則第26条第1項第1号に掲げる交付金を交付する事業に係る同条第2項の規定による拠出金に相当する額及び同条第1項第2号に掲げる交付金を交付する事業に係る同条第2項の規定による拠出金の2分の1に相当する額」と、同条第2号中「その他」とあるのは「、法附則第26条第1項の規定による交付金その他」とする。

例法第3条の2の2第12項の条約適用配当等に係る配当所得を有する場合における第19条の2の規定の適用については、同条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、同条第1号中「同法」とあるのは「地方税法」とする。

〔同左〕

第10条 〔同左〕

(平成20年度における保険料に係る所得割額の算定の特例)

第11条 平成20年度分の保険料の賦課に限り、世帯主又はその世帯に属する被保険者が、当該年度分の特別区民税に係る地方税法第314条の3第2項に規定する課税総所得金額が700万円以下である者である場合における第15条第1項の規定の適用については、同項中「合算額」とあるのは「合算額から5万円(地方税法第314条の3第2項に規定する課税総所得金額が200万円に満たない場合は、当該課税総所得金額の100分の2.5に相当する額)を控除(当該都民税及び特別区民税に係る所得割の額に相当する金額を限度とする。)した額」とする。

(平成21年10月から平成23年3月までの間の出産に係る出産育児一時金に関する経過措置)

(平成22年度以降の保険料の減免の特例)

第5条 当分の間、平成22年度以降の第24条第1項第2号の規定による保険料の減免については、同号中「該当する者(資格取得日の属する月以後2年を経過する月までの間に限る。)」とあるのは、「該当する者()とする。

(平成23年度及び平成24年度における保険料の所得割額の算定の特例)

第6条 平成23年度及び平成24年度における第15条第1項、第15条の6、第15条の11、第15条の14及び第16条の3に規定する基礎控除後の総所得金額等の算出においては、次の各号の区分に従い、当該各号に掲げる金額を控除するものとする。

— 当該年度分の地方税法の規定による都民税及び特別区民税(同法の規定による道府県民税及び市町村民税を含むものとし、同法第50条の2及び同法第328条の規定によって課する所得割の額並びに同法第24条第1項の規定によって課する利子割額、配当割額及び株式等譲渡所得割額を除く。以下この号において同じ。)が課されない者(条例の定めるところにより当該都民税及び特別区民税が課されない者を含む。) 賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の100分の75に相当する金額

— 前号に該当しない者であって、課税標準額(賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法第314条の3第1項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額(同法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る課税配当所得の金額、同法附則第33条の3第5項第1号に規定する土地等に係る課税事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する課税

第12条 平成21年10月1日から平成23年3月31日までの間に出産したときに支給する出産育児一時金についての第10条の規定の適用については、同条第1項中「38万円」とあるのは、「42万円」とする。

〔同左〕

第13条 〔同左〕

〔新設〕

長期譲渡所得金額、同法附則第35条第5項に規定する課税短期譲渡所得金額、同法附則第35条の2第6項に規定する株式等に係る課税譲渡所得等の金額、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る課税雑所得等の金額、租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。)の合計額(1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた額)をいう。以下この条において同じ。)が100万円以下で、賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等が課税標準額の100分の150の金額を超えるもの 賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等から課税標準額の100分の150の金額を控除した額の100分の50に相当する金額

第1号に該当しない者であって、課税標準額が100万円を超え、賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等が課税標準額の100分の150の金額を超えるもの 賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等から課税標準額の100分の150の金額を控除した額の100分の25に相当する金額

2. 世帯主又は当該世帯に属する被保険者が特例対象被保険者等であって、当該者の賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等及び課税標準額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれているときは、当該給与所得については、同条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額を当該者の給与所得として前項の規定を適用する。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。ただし、第4条の改正規定は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の墨田区国民健康保険条例(以下「新条例」という。)第10条第1項の規定は、平成23年4月1日以後の被保険者の出産について適用し、同日前の出産については、なお従前の例による。
- 3 新条例第15条、第15条の4、第15条の6、第15条の8、第15条の11、第15条の12、第15条の14、第15条の16、第16条の3から第16条の5まで、第19条の2、第19条の3、付則第3条及び第6条の規定は、平成23年度分の保険料から適用し、平成22年度分までの保険料については、なお従前の例による。
- 4 この条例による改正前の墨田区国民健康保険条例(以下「旧条例」という。)第16条の6、第19条第3項、付則第4条から第9条までの規定は、平成22年度分までの保険料については、この条例の施行後も、なおその効力を有する。
- 5 旧条例付則第11条の規定は、平成20年度分の保険料については、この条例の施行後も、なおその効力を有する。